

26 ページ 上段

修正前：労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署へ

修正後：労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署へ

26 ページ 表

修正前：様式第 23 号（労働者死傷病報告）

修正後：労働者死傷病報告（死亡及び休業 4 日以上）

26 ページ 表

修正前：様式第 24 号（労働者死傷病報告）

修正後：労働者死傷病報告（休業 4 日未満）

26 ページ 表

最下部に以下の文言を追加

提出方法 原則として電子申請

26 ページ 中段

修正前：2. 死傷病報告書

修正後：2. 労働者死傷病報告

26 ページ 下段

修正前：①死傷病報告書

修正後：①労働者死傷病報告

26 ページ 下段

修正前：※ 労働者死傷病報告については、原則として電子申請が義務化される予定（令和 7 年 1 月予定）

修正後：4. パソコン端末を所持していない等の事情により電子申請が困難な場合には、当分の間、書面による報告も可能

26 ページ 下段

修正前：●労働者死傷病報告書を遅滞して提出した場合や

修正後：●労働者死傷病報告を遅滞して提出した場合や

26 ページ 最下段 参照ページ内

修正前：労働者死傷病報告書の様式例は

修正後：労働者死傷病報告の様式例は

67 ページ 上段 要旨

修正前：● 3t 未満の移動式クレーンとして使用する

修正後：削除

67 ページ 下段 必要な資格等 クレーン作業

必要な資格を図表化

67 ページ 下段 必要な資格等 掘削作業

修正前：「車両系建設機械（整地・運搬・積込み及び掘削用）運転技能講習」の修了が必要

修正後：車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転

- ・機体重量 3 t 以上…技能講習修了者
- ・機体重量 3 t 未満…特別教育修了者

75 ページ 中段右 自動車区分表

修正前：（平成 29 年 3 月 12 日施行）

修正後：（令和 4 年 5 月 13 日施行）

75 ページ 中段右 自動車区分表

大型、中型自動車の受験資格に以下の文言を追加

19 歳以上で普通免許等保有 1 年以上の特例教習修了者

158 ページ 左側 ガイドライン

修正前：平成 30・1・18 付で一部改正

修正後：平 30・1・18、令 6・3・26 付で一部改正

158 ページ 落盤等による危険の防止〈安衛則 384 条〉

以下の文言を追加。

- 必要な作業の機械化を推進〈ガイドライン〉

158 ページ 立入禁止〈安衛則 386 条〉

以下の文言を追加。

- 切羽、鏡吹付け又は一次吹付け未施工区間の素掘り面直下。切羽（天端）から 45 度の範囲には、可能な限り立入禁止〈ガイドライン〉

182 ページ 上段 工事計画の届出

修正前：安衛則 90 条 5 号の 3

修正後：安衛則 90 条 5 号の 4

184 ページ 下段 作業場所の隔離等

修正前：2. ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置・廃棄

修正後：2. ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置・排気

220 ページ 上段

修正前：下請負契約の総額が 4,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の工事

修正後：下請負契約の総額が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上の工事

221 ページ 上段

修正前：下請負代金の総額が 4,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の場合

修正後：下請負代金の総額が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上の場合

250 ページ

安全運転管理者の準拠条項「道交法 74 条の 3」の下に「道交則 9 条の 8」を追加。

250 ページ

副安全運転管理者の準拠条項

修正前：道交則 9 条の 8

修正後：道交則 9 条の 11

266 ページ・268 ページ

様式差替え

安全法令ダイジェスト電子版 2024.8.5 リリース版 修正箇所

89 ページ 中段 接地線（右側）

修正前：8 mm²以上

修正後：5.5 mm²以上（電技解釈 19 条）

89 ページ 中段 接地線（左側）

修正前：8 mm²以上

修正後：太さ左表参照

89 ページ 中段

『C種またはD種接地工事の接地線の太さ（内線規程 1350-3 表 抜粋）』の表を追加。

118 ページ 右イラスト

フルハーネス型に変更

122 ページ パイプサポート

修正前：・3 本以上継がない

・H≦3.5mでも、水平つなぎを設けることが望ましい

修正後：・3 本以上継がない

・高さが3.5mを超えるときは、2 m以内ごとに水平つなぎを二方向に設け、かつ、水平つなぎの変位を防止する

237 ページ 最下段

事業所工事終了（中止）届 土建国保組合 終了又は中止したとき、速やかに 土建国保規定 11 条 →削除

254 ページ 下段

建設用リフトの点検 地震に○を追加

安全法令ダイジェスト電子版 2024.2.1 リリース版 修正箇所

87 ページ 下部

修正前：電気設備の技術基準（電技）17 条

修正後：電気設備の技術基準の解釈（電技解釈）17 条

87 ページ 下から 1 行目

修正前：（電技 17 条）

修正後：（電技解釈 17 条）

138 ページ 下から 4 行目

修正前：一般高圧ガス保安規則 60 条の 13

修正後：一般高圧ガス保安規則 60 条 1 項 13 号

149 ページ 下から 3 行目

修正前：消防則 6 条 6

修正後：消防則 6 条 6 項

180 ページ 下部

修正前：空気の稀薄化の防止〈酸欠則 23〉

修正後：空気の稀薄化の防止〈酸欠則 23 条〉

188 ページ 中段

修正前：「別表第 3 第 1 号の二、第 2 号の二又は第 3 号の二の作業」

修正後：「別表第 3 第 1 号の 2、第 2 号の 2 又は第 3 号の 2 の作業」

221 ページ 下から 8～9 行目

修正前：建設業法第 24 条の 8 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 の 2 に掲げる事項

修正後：建設業法 24 条の 8 第 1 項及び建設業法施行規則 14 条の 2 に掲げる事項

243 ページ 中段 防火管理者 準拠条項

修正前：消施則 1 条

修正後：消施令 1 条の 2

244 ページ

修正前：ク則

修正後：クレーン則

250 ページ 上段 林業架線作業主任者 準拠条項

修正前：安衛則 513 条

修正後：安衛則 151 条の 126

253 ページ 上段

木馬又は雪ソリによる運材の作業の禁止 安衛則 496 条 →削除

253 ページ 上段

林業架線作業の禁止 準拠条項

修正前：安衛則 510 条

修正後：安衛則 151 条の 145

254 ページ 最下段

林業架線設備の点検 準拠条項

修正前：安衛則 511 条

修正後：安衛則 151 条の 146

2025.2.25 リリース版、2024.8.5 リリース版、2024.2.1 リリース版の修正箇所は紙書籍版には反映されておりません。

上記修正が反映された紙書籍改訂版の発売は、当分の間ございません。

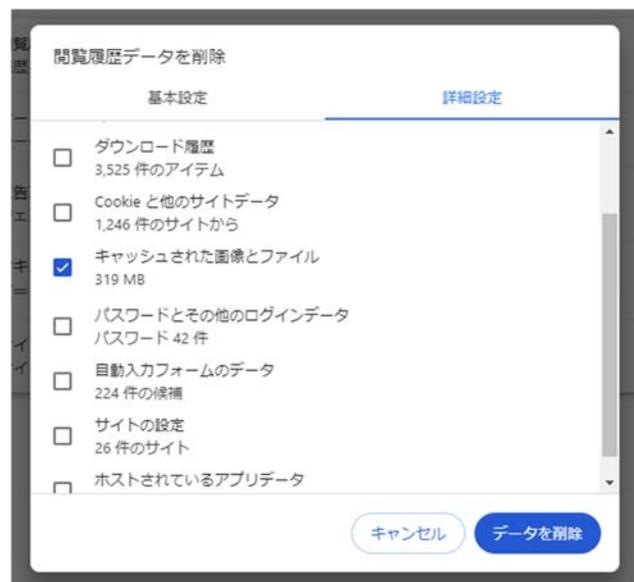
安全法令ダイジェスト電子版 修正版リリースにあたっての注意事項

・「ふせん」「ペン」機能に関して、今まで書き込んだ「ふせん」「ペン」はブラウザのCookieを削除しない限り、消去されない可能性が高いですが、確約はできかねますことをご了承ください。

・「文字検索」機能に関して、今まで文字検索機能を使用した場合、ブラウザが修正前の文字データを保持しており、修正後の修正箇所の文字が検索結果に出てきません。その場合は、ブラウザの「キャッシュ」を削除すると、修正後の修正箇所の文字が検索結果に出てきます。

キャッシュの削除場所

GoogleChrome の場合 ブラウザ右上の 3 点ボタン>閲覧履歴データを削除>キャッシュされた画像とファイル



Edge の場合 ブラウザ右上の 3 点ボタン>設定>プライバシー、検索、サービス>閲覧データを削除する>クリアするデータの選択>閲覧データを削除する>キャッシュされた画像とファイル

